

# 第36期定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面記載省略事項)

## 事業報告

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

## 計算書類

計算書類の個別注記表

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

## 株式会社テクノメディカ

上記事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に交付する電子提供措置事項記載書面への記載を省略しております。

## (業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況)

当社は、2018年7月4日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（「内部統制システム構築に関する基本方針」）を一部改定する決議をいたしました。改定後の当該基本方針の内容は以下のとおりであります。

- ① 取締役および使用人（＝社員）の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - イ. 当社は、役員及び社員の行動指針として制定した、「倫理規定および行動規範」および「コンプライアンス規程」の周知と実践を図り、あらゆる企業活動において、法令・ルールおよび企業倫理の遵守(コンプライアンス)を最優先事項とすることを徹底する。
  - ロ. 取締役会は、法令等遵守のための体制を含む内部統制システムの整備方針について決定するとともに、定期的に状況報告を受ける。
  - ハ. 取締役の職務執行にあたっては、取締役相互で監視するほか、監査等委員会による監査を受ける。
  - ニ. 業務部門から独立した代表取締役直轄部門の内部監査室による内部監査を実施し、法令および定款に反する行為の有無の監視をおこなう。
  - ホ. 法令違反又は社内ルール違反を役職員が発見した場合の報告体制をコンプライアンス規程において整備することにより、通報者の保護に配慮した内部通報制度を構築する。
  - ヘ. 使用人（＝社員）の職務の執行状況を定期的に各部門長へと報告させ、取締役は使用人（＝社員）の職務執行状況が、法令および定款等に適合しているかを監視する。
  - ト. 報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法の定めに従い、経理業務に関する規程を整備するとともに、財務報告において不正や誤謬が発生するリスクを識別し、予防および牽制機能の整備・運用・評価を継続して不備があれば是正していく体制を整備する。
- ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - イ. 経営管理本部を主担当部門とし、リスクの洗い出しと見直し、対応策の策定を継続的に進める。各部門長は担当部門のリスク管理責任者として日常の業務活動におけるリスクの管理とリスクの極小化を図るとともに、万が一不測の事態が発生した場合においては、予め定めている『トップへの緊急報告制度』に則り、速やかに代表取締役へ報告し、代表取締役を責任者として、速やかに必要な対策を講じる。
  - ロ. リスク発生の可能性を認識したうえで、リスク発生の回避あるいは極小化および発生した場合の対策を講じる。
- ③ 取締役の職務執行が効率的におこなわれることを確保するための体制
  - イ. 当社の取締役は「中期経営計画」および「年度予算」に基づいて、業績目標を設定し、その達成状況を取締役会および本部長会議において定期的に報告する。
  - ロ. 取締役の職務執行の効率性を確保するための体制として、職務分掌規程および権限規程に従って取締役は業務を執行し、毎月定期的に取締役会を開催し、各取締役から職務の執行状況について報告を受けるとともに、必要に応じて随時に臨時取締役会を開催する。

- ④ 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制  
取締役は、『文書取扱規程』に従って、取締役・社員が適切に各種議事録等、取締役の職務執行にかかる情報および文書（電磁的記録を含む）を整備し、保存・管理するように指導する。取締役は、必要に応じて当該文書を閲覧することができる。
- ⑤ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人（＝社員）に関する事項、当該使用人（＝社員）の他の取締役からの独立性ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
監査等委員会から職務補助者（監査等委員会スタッフ）の設置について要請があった場合には、監査等委員と他の取締役が協議のうえ、専任または兼任の使用人を監査等委員会スタッフとして配置するものとする。当該スタッフは、監査等委員会スタッフ業務に関し監査等委員会の指揮命令下に置くものとする。また、当該スタッフの人事考課については監査等委員会がおこない、人事異動については、監査等委員会の事前同意を得たうえで決定するものとし、他の取締役からの独立性を確保する。
- ⑥ 取締役および使用人（＝社員）が監査等委員会に報告するための体制ならびに報告をおこなった者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 取締役および使用人（＝社員）は、監査等委員が出席する取締役会・本部長会議等において、その担当する職務の執行状況について報告するとともに、随時、各監査等委員の求めに応じて業務執行状況の報告をおこなう。
- ロ. 取締役および使用人（＝社員）は、法令等に違反する事項あるいは当社に著しい損害を及ぼす恐れがあると判断される事項が発生した場合は、監査等委員に対して遅滞なく報告する。
- ハ. 監査等委員に報告をおこなった者が当該報告をしたことを理由に不利益取扱いを受けないことを確保する体制とする。
- ⑦ その他監査等委員会の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制
- イ. 監査等委員は取締役会のみならず他の重要と判断される社内会議に出席することができ、かつ必要に応じて他の取締役に対して必要な調査・報告等の要請をおこなう。
- ロ. 監査等委員は、緊急の問題が発生した場合は、会計監査人と随時相談をおこなう。
- ハ. 監査等委員は、代表取締役との間において定期的な意見交換会を設定する。
- ⑧ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項  
監査等委員がその職務の執行について当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、総務・人事室において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

## (個別注記表)

### 1. 重要な会計方針に係る事項

- (1) 棚卸資産の評価基準および評価方法  
製品、仕掛品および原材料…月次総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ① 有形固定資産（リース資産を除く） ……定率法  
但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備および構築物については定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	: 8~38年
構築物	: 15~20年
機械及び装置	: 7~12年
工具器具備品	: 2~15年
  - ② 無形固定資産（リース資産を除く）  
ソフトウェア  
自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。  
特許権  
特許権については、定額法（償却期間8年）を採用しております。
- (3) 引当金の計上基準
  - ① 貸倒引当金 ……債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
  - ② 賞与引当金 ……従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
  - ③ 役員賞与引当金 ……役員の賞与の支給に備えるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。
  - ④ 退職給付引当金 ……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
  - ⑤ 製品保証引当金 ……販売済み製品の無償でおこなう消耗部品の取替費用に充てるため、販売台数を基準として過去の実績率により算定した額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、採血管準備装置・システム、検体検査装置、消耗品等の製造、販売をおこなっております。

採血管準備装置・システム及び検体検査装置の販売については、主に製品の引渡しをおこない、動作完了を確認した時点で、製品に対する支配が顧客に移転したもものとして収益を認識しております。

消耗品等の国内販売については、当社からの出荷時に収益を認識しております。なお、保守契約による取引については、その契約期間に応じて収益を認識しております。

(5) リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、これによる計算書類に与える影響はありません。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

該当事項はありません。

### 4. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 1,204,154千円

### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類および総数並びに自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
発行済株式				
普通株式	8,760,000株	—	—	8,760,000株
自己株式				
普通株式	339,751株	3,150株	56,400株	286,501株

(注1) 普通株式の自己株式の増加3,150株は、当社従業員に対する譲渡制限付株式報酬の無償取得によるものであります。

(注2) 普通株式の自己株式の減少56,400株のうち、11,400株は2022年7月29日に実施した当社取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分、45,000株は2022年12月8日に実施した当社従業員に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2022年6月28日開催の第35期定時株主総会決議による配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月28日 定時株主総会	普通株式	505,214	60	2022年3月31日	2022年6月29日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

(決議予定)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	508,409	60	2023年3月31日	2023年6月29日

(3) 当事業年度末日における新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社の資金需要は、生産活動に必要な運転資金、事業規模の成長に応じて製品および消耗品の出荷・検品作業並びに研究開発施設の増設をおこなうための設備投資資金、市場の潜在需要を掘り起こす新しい価値をもった独創的新製品の開発および既存製品の製品競争力強化のための研究開発資金が主な内容であり、主に自己資金によって対応しております。また、保有資金の運用は極めて安全性の高い短期的な預金等に限定しております。

#### ② 金融商品の内容およびそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権および売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程および債権管理規程に従い、取引単位で期日管理と残高管理をおこなっております。

出資金は、出資先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の取締役会規程に従い、出資単位で出資の可否および継続の判断をおこなっております。

営業債務である買掛金は、概ね1年以内の支払期日であります。

営業の主たる目的以外の取引に関する債務である未払金は、1年以内の支払期日であります。

#### ③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動する場合があります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日（当事業年度の決算日）における、貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、以下のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	11,750,289	11,750,289	－
(2) 受取手形	40,614	40,614	－
(3) 電子記録債権	433,431	433,431	－
(4) 売掛金	3,100,078	3,100,078	－
(5) 未収消費税等	83,757	83,757	－
(6) 買掛金	1,499,557	1,499,557	－
(7) 未払金	164,342	164,342	－
(8) 未払法人税等	248,686	248,686	－
(9) 預り金	9,368	9,368	－

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 電子記録債権、並びに(5) 未収消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 売掛金

時価は、一定の期間ごとに区分した売掛金ごとに、売掛金を満期までの期間および信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっておりますが、算出した時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。なお、信用リスクは個別に把握することが困難なため、貸倒引当金を信用リスクとみなし、それを控除したものを時価とみなしておりますが、当事業年度末における貸倒引当金の残高はありません。

負 債

(6) 買掛金、(7) 未払金、並びに(9) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(8) 未払法人税等

短期間で納付されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。



(注1) 以下の金融商品は、市場価格がなく、前掲の表から除外しております。

区分	貸借対照表計上額 (千円)
出資金	7,510

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

未払事業税	14,900千円
賞与引当金	57,375千円
貸倒引当金	7,767千円
棚卸資産	180,890千円
製品保証引当金	13千円
役員退職慰労引当金	10,893千円
退職給付引当金	64,330千円
株式報酬費用	23,581千円
その他	15,580千円
繰延税金資産小計	375,332千円
評価性引当額	-千円
繰延税金資産合計	375,332千円

## 8. 収益認識に関する注記

### (1) 収益の分解情報

採血管準備装置・システム	3,573,728千円
検体検査装置	591,011千円
消耗品等	5,202,846千円
顧客との契約から生じる収益	9,367,586千円
その他の収益	-千円
外部顧客への売上高	9,367,586千円

### (2) 収益を理解するための基礎となる情報

4頁「1.重要な会計方針に係る事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

役員および個人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
			役員の兼任等	事業上の関係				
主要株主	(株)オートニクス	(被所有)直接 11.4	なし		製品等の購入(注1)	624,198	買掛金	141,950
					研究開発業務の委託	660	未払金	-
					製品販売等	13,736	売掛金	473

(注1) 製品等の購入、および研究開発業務の委託については、提示された見積りを他社より入手した見積りと比較の上交渉により決定しており、他の取引先と同様の条件で製品等を購入、および研究開発業務の委託をしております。

(注2) 製品等の販売については、市場価格を勘案し、価格交渉の上で決定しております。

(注3) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

- |                  |           |
|------------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額    | 1,933円89銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益金額 | 136円35銭   |

(注) 個別注記表中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 11. 重要な後発事象

(自己株式の取得)

当社は、2023年5月10日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。

- 自己株式の取得理由：経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため
- 取得の内容
  - 取得する株式の種類：当社普通株式
  - 取得する株式の総数：400,000株（上限）
  - 株式の取得価額の総額：724,400,000円（上限）
  - 取得日：2023年5月11日
  - 取得方法：東京証券取引所における自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付け
- 取得結果

2023年5月11日に当社株式400,000株（取得価額724,400,000円）を取得し、当該決議に基づく自己株式の取得は終了しました。